

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第47号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 特定歴史公文書等（香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>香川県公文書等の管理に関する条例</u>第2条第2項に規定する行政文書の管理を行うこと。</p> <p>(特定歴史公文書等の利用)</p> <p>第7条の2 特定歴史公文書等の利用については、この規則に定めるもののほか、香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（平成26年香川県規則第37号）の定めるところによる。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 文書館は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 特定歴史公文書等（香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）<u>以下「公文書等管理条例」という。</u>）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>公文書等管理条例</u>第2条第2項に規定する行政文書の管理を行うこと。</p> <p>(特定歴史公文書等の利用)</p> <p>第7条の2 <u>公文書等管理条例</u>第15条各号に掲げるものによる特定歴史公文書等の利用については、この規則に定めるもののほか、香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（平成26年香川県規則第37号）の定めるところによる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。